浸水警報装置・排水設備　概要

浸水警報装置・排水設備の概要と補助対象となる設備、補助対象になる範囲、補助金額は下記の通りとなります。

設備の概要

写真出典：マリンサービス児島（株）カタログ、株式会社工進HP

警報盤

検知器

排水設備

浸水警報装置（警報盤や検知器）、排水設備の設置が必要な区画や設置数等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省ＨＰをご確認ください。

補助対象となる設備

- **次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。**

<ご注意ください>

- 機能要件を満たすことは、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。**後日、船舶検査等で機能要件を満たさないことが判明しても、補助金事務局では対応いたしかねます**ので、必ず機能要件の遵守をお願いします。
- 機能要件を満たせばよいことから、**補助対象となる具体的な製品について補助金事務局では回答できません。**機能要件を踏まえ、どのような製品を搭載するか造船所等と相談してください。

補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。
補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分		補助対象の内容
本体		**警報盤、検知器、排水設備が補助の対象になります。**
付属品		ポンプ操作盤、スイッチ、ホース、取付台 （動作確保に必要な機器類や吸排水ホース、取付金具等）
設置費用		①人件費、②部材費
	部材費例	取付ステー部材、取付部材、電線等、配線材、配管、配管材、固定配管、船外ニップル、電源ブレーカー、電源ソケット、電源プラグ、電源用コンセント、スイッチ付きソケット、防水コンセント、防水延長コード、内装補修資材（内装材・FRP材）等

補助金額

補助対象経費の2/3又は上限額の低い金額を支給します。

- 上限額は検知器又は排水設備の多い購入個数(1個、2個、3個以上)で決まります。

上限額
1個購入する場合は25万円
2個購入する場合は40万円
3個以上購入する場合は55万円

- 設置費用は本体と付属品の合計金額以下で支給します 。
(本体と付属品の合計金額を上回る範囲は支給できません)

補助金額の計算方法についてはP3を参照してください。

浸水警報装置・排水設備　機能要件

浸水警報装置・排水設備に求められる機能要件は下記の通りとなります。

- 造船所などに相談のうえ、要件を満たす製品をご購入ください。
- 設置が必要な区画や設置数等については、最寄りの検査機関又は国交省ＨＰにてご確認ください。

１．浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

（１）上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。

（２）検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。

（３）２以上の区画の浸水を検知する警報盤にあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。

（４）船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

２．排水設備

（１）及び（２）の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は（１）の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。

（１）当該船舶の船体長さ（小型船舶安全規則第２条第１項第２号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有する。

・船体長さが６ｍ以下の船舶：10L/min以上

・船体長さが６ｍを超え12m未満の船舶：20L/min以上

・船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上

（２）損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。

浸水警報装置・排水設備　補助金額の計算について

補助対象経費の2/3又は上限額の低い金額を支給します

検知器と排水設備の個数により、**補助対象経費×2/3**、**上限額**のどちらが補助金額になるかの事例は下記の通り。

検知器、排水設備の個数が1個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	1	100,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	–	50,000

		○が補助金額
本体費用①＋②＋③		300,000
設置費用④		50,000
補助対象経費①＋②+③＋④		350,000
補助率2/3	○	233,333
上限額(1個)	×	250,000

検知器、排水設備の個数が２個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	2	200,000
③排水設備	2	200,000
④設置費用	–	100,000

本体費用①＋②＋③		500,000
設置費用④		100,000
補助対象経費①＋②+③＋④		600,000
補助率2/3	○	400,000
上限額(2個)	○	400,000

検知器、排水設備の個数が３個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	3	300,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	–	100,000

本体費用①＋②＋③		500,000
設置費用④		100,000
補助対象経費①＋②+③＋④		600,000
補助率2/3	○	400,000
上限額(3個以上)	×	550,000

検知器、排水設備の個数が３個以上の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	4	400,000
③排水設備	4	400,000
④設置費用	–	150,000

本体費用①＋②＋③		900,000
設置費用④		150,000
補助対象経費①＋②+③＋④		1,050,000
補助率2/3	×	700,000
上限額(3個以上)	○	550,000

設置費用は本体と付属品の合計金額以下で支給します

設置費用が**本体と付属品**の合計を上回る事例は下記の通り。

設置費用が本体と付属品の合計金額を上回る場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	50,000
②検知器	1	50,000
③排水設備	1	50,000
④設置費用	–	300,000

本体費用①＋②＋③		150,000
設置費用④		~~300,000~~→ **150,000**
補助対象経費①＋②+③＋④		~~450,000~~→ **300,000**
補助率2/3	○	200,000
上限額	×	250,000

設置費用は、
本体＋付属品の合計金額
に減額されます

申請手順１　ログイン~申請ID作成

浸水警報装置・排水設備の申請は下記の手順で進めてください。

所有する船舶が
補助対象であるか確認してください → 補助金の対象船舶になるかを、**Ｐ６**の診断チャートで確認してください。

所有する船舶が補助対象であることが判明した場合

造船所から専用フォーマットで
見積書を取ってください → 給付申請の段階で専用のフォーマットで見積書を提出していただきます。
設備の概要、機能要件に従って、安全設備の見積りを依頼してください。
※見積書の記載内容やフォーマットについては**P11**を参照してください
　見積書フォーマット：（後日掲載）

申請に必要な書類を準備してください → 本人確認書類、船舶確認書類、見積書等のPDFデータ等をご準備ください。
※給付申請に必要な書類は**P7～P12**を確認してください。
※PDFデータはコンビニエンスストアのコピー機などでも作成することができます。

補助金ホームページ(申請システム)で申請IDを作成してください。

申請ID作成方法はシステム操作マニュアルを参照してください。
（後日掲載）

ログイン~メールアドレス登録 → ログイン画面からメールアドレス等を登録してください。

案内メールのURLをクリック → 案内メールを受け取って、URLをクリックして申請ID作成画面に入ってください。

安全設備を選択 → 安全設備から「浸水警報装置・排水設備」を選択してください。
一つの申請IDでは、一種類の安全設備しか申請することはできません。

システム利用者登録 → システム利用者の氏名、連絡先及び船舶所有者との関係を登録してください。

申請ID(8桁)が作成されます。 例) R7P00082

申請手順２　給付申請（船舶所有者確認書類、船舶確認書類、見積書・給付申請内訳書）

PDF等の提出書類を申請システムから提出してください。

補助金ホームページ(申請システム)から必要書類を提出してください

本人確認書類
を提出してください

船舶検査証書の所有者が法人の場合：**履歴事項全部証明書**
7ページ参照

いずれか

船舶検査証書の所有者が個人の場合：**自動車運転免許証、小型船舶操縦免許証**等
7ページ参照

対象船舶の**船舶確認書類**
を提出してください

海上運送法の適用を
受ける事業者が使用する船舶　**:船舶検査証書＋許可書又は届出書＋使用船舶明細書**
8ページ参照　9ページ参照　10ページ参照

※旅客定員13人以上で海上運送法の適用を受ける船舶はこちらになります。

いずれか

旅客定員13人以上の船舶
(遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。)　**船舶検査証書**
8ページ参照

造船所から受領した
見積書を提出してください

専用フォーマットの**見積書**での提出をお願いします。
- 指定された区分(本体、付属品、設置費用)ごとに明細を記入してください。
- 見積元法人の社印を押印してください。
- 専用フォーマット（後日掲載）

11ページ参照

見積書を転記した
給付申請内訳書を
提出してください

専用フォーマットの**給付申請内訳書**を提出してください。
- 見積書に記入した区分を正しく転記してください。
- 専用フォーマット上で計算された検知器と排水設備の個数をシステムに登録していただきます。
- 専用フォーマット（後日掲載）

12ページ参照

こちらの機能は現在作成中ですので今しばらくお待ちください

給付申請完了 → **給付審査結果をメールでご案内します**

補助対象船舶診断チャート

下のチャートに従い、許可を受けているか、届出(登録)の有無、旅客定員数(13人以上･12人以下) 、遊漁船業のみに使用しているか否かを確認することで補助対象船舶の判定ができます。

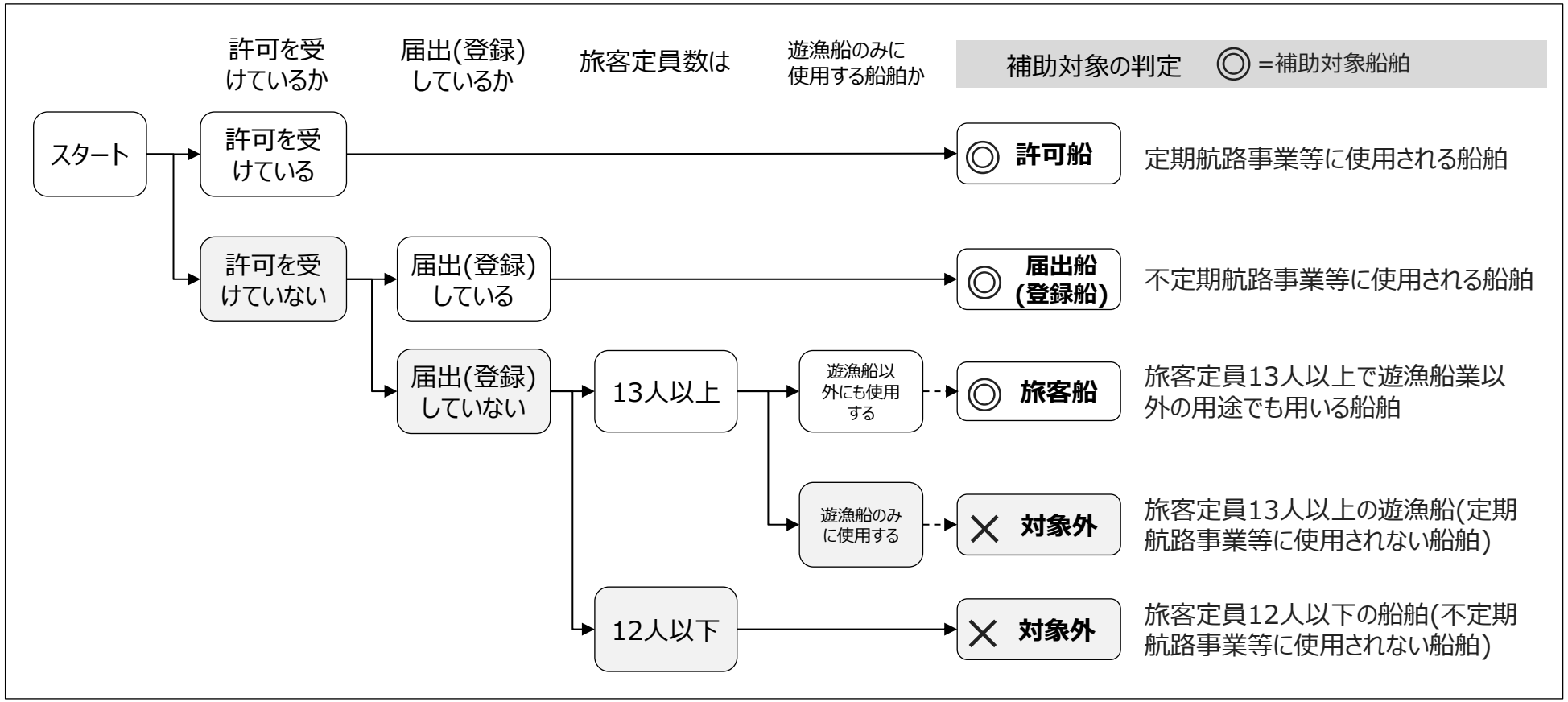

補助対象になる船舶

① 旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）

② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

提出書類

船舶所有者確認書類

船舶所有者が法人の場合

履歴事項全部証明書

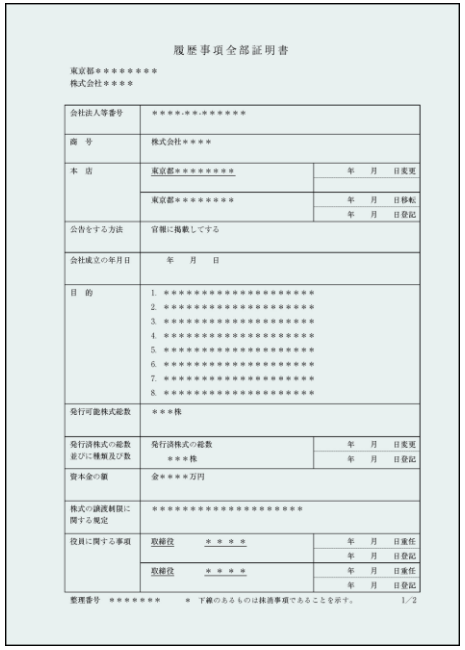

履歴事項全部証明書

東京都＊＊＊＊＊＊＊＊
株式会社＊＊＊＊

会社法人等番号	＊＊＊＊-＊＊-＊＊＊＊＊＊	
商　号	株式会社＊＊＊＊	
本　店	東京都＊＊＊＊＊＊＊＊	年　月　日変更
	東京都＊＊＊＊＊＊＊＊	年　月　日移転 年　月　日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	年　月　日	
目　的	1. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 3. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 4. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 5. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 6. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 7. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 8. ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
発行可能株式総数	＊＊＊株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ＊＊＊株	年　月　日変更 年　月　日登記
資本金の額	金＊＊＊＊万円	
株式の譲渡制限に関する規定	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
役員に関する事項	取締役　＊＊＊＊	年　月　日重任 年　月　日登記
	取締役　＊＊＊＊	年　月　日重任 年　月　日登記

整理番号　＊＊＊＊＊＊＊　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　1/2

- 申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの。
- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。

船舶所有者が個人の場合

本人確認書類

自動車運転免許証

小型船舶操縦免許証

- 上記以外の本人確認書類(マイナンバーカード表面等)も対象になります。
- 申請受付日時点で有効期間内であること。
- 現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

提出書類

船舶確認書類

船舶検査証書

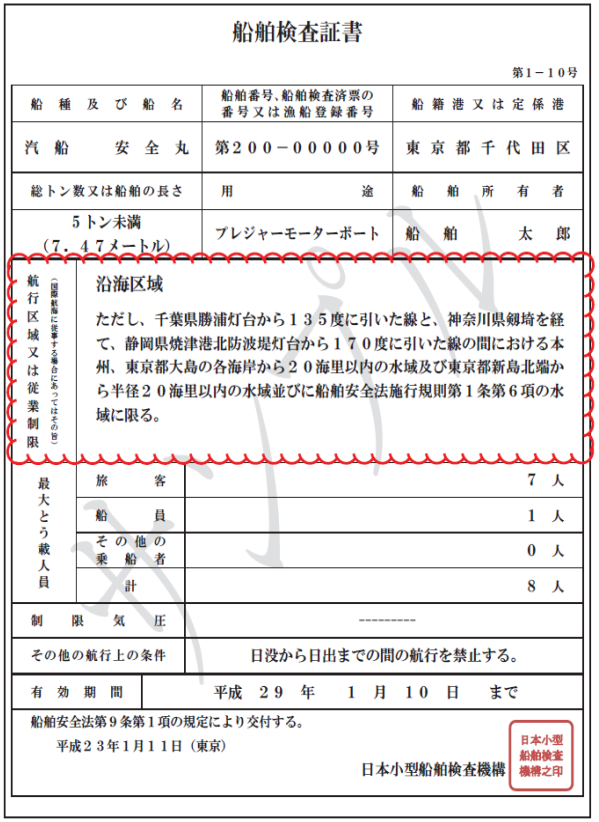

船舶検査証書

第１－１０号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船　安全丸	第２００－００００００号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
５トン未満 （７．４７メートル）	プレジャーモーターボート	船舶　太郎

航行区域又は従業制限（国際航海に従事する場合にあってはその旨）	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から１３５度に引いた線と、神奈川県剱埼を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から１７０度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から２０海里以内の水域及び東京都新島北端から半径２０海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第１条第６項の水域に限る。

最大とう載人員		
	旅客	７人
	船員	１人
	その他の乗船者	０人
	計	８人

制限気圧	---------
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。
有効期間	平成２９年　１月１０日　まで

船舶安全法第９条第１項の規定により交付する。

平成２３年１月１１日（東京）

日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構之印

補助金を申請する船舶の船舶検査証書を提出していただきます。

- 船舶検査証書は、申請受付日時点で有効期間内である検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。

提出書類

船舶確認書類

海上運送法の適用を受ける船舶の場合

許可書

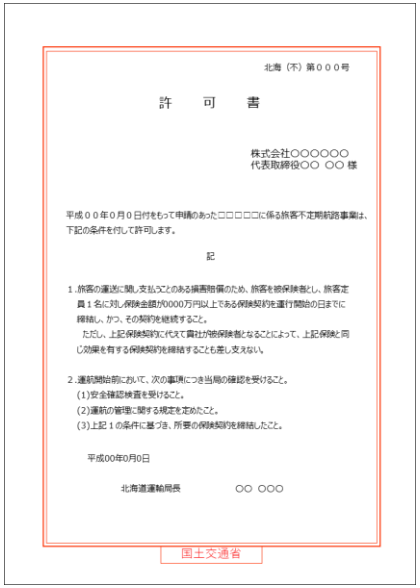

北海（不）第０００号

許　　可　　書

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇　〇〇　様

平成０００年０月０日付をもって申請のあった□□□□□□に係る旅客不定期航路事業は、下記の条件を付して許可します。

記

１．旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため、旅客を被保険者とし、旅客定員１名に対し保険金額が0000万円以上である保険契約を運行開始の日までに締結し、かつ、その契約を継続すること。
ただし、上記保険契約に代えて貴社が被保険者となることによって、上記保険と同じ効果を有する保険契約を締結することも差し支えない。

２．運航開始前において、次の事項につき当局の確認を受けること。
(1)安全確認検査を受けること。
(2)運航の管理に関する規定を定めたこと。
(3)上記１の条件に基づき、所要の保険契約を締結したこと。

平成00年0月0日

北海道運輸局長　　〇〇　〇〇〇

国土交通省

- 日付と地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合、傭船契約書(P10)が必要になります。

いずれか

届出書(登録通知書)

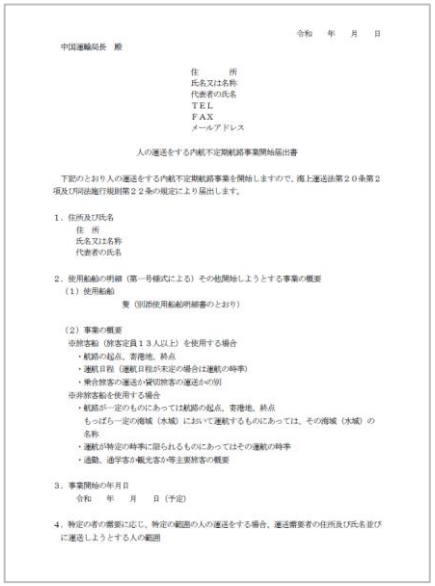

令和　年　月　日

中国運輸局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代表者の氏名
TEL
FAX
メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第２０条第２項及び同法施行規則第２２条の規定により届出します。

１．住所及び氏名
住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

２．使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要
（１）使用船舶
隻（別添使用船舶明細書のとおり）

（２）事業の概要
※旅客船（旅客定員１３人以上）を使用する場合
・航路の起点、寄港地、終点
・運航日程（運航日程が未定の場合は運航の時季）
・乗合旅客の運送か貸切旅客の運送かの別
※非旅客船を使用する場合
・航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点
もっぱら一定の海域（水域）において運航するものにあっては、その海域（水域）の名称
・運航が特定の時季に限られるものにあっては運航の時季
・通勤、通学客か観光客か等主要旅客の概要

３．事業開始の年月日
令和　年　月　日（予定）

４．特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている１枚目を提出してください。(1枚目に記載がなければ記載がある2枚目以降もご提出ください。)
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合傭船契約書(P10)が必要になります。

使用船舶明細書

使用船舶明細書

船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車航送に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速力			

※（　）書は予備船

- 許可申請又は届出(登録)の際に提出した使用船舶明細書を提出していただきます。
- 提出の際に、使用船舶明細書には申請する船舶が記載されていることを確認してください

提出書類

船舶確認書類

船舶運航事業者と船舶所有者が相違する場合

傭船契約書

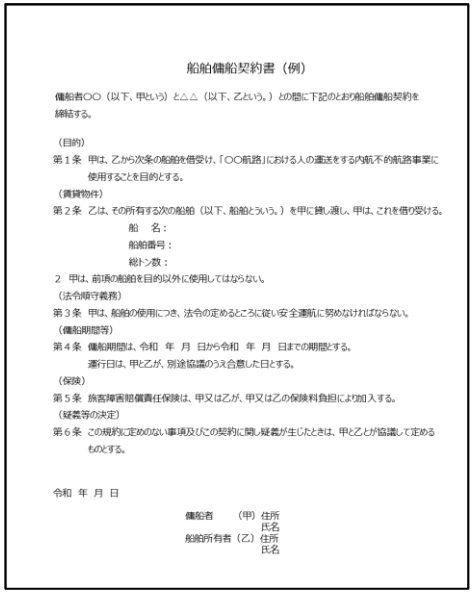

船舶傭船契約書（例）

傭船者○○（以下、甲という）と△△（以下、乙という。）との間に下記のとおり船舶傭船契約を締結する。

（目的）
第１条　甲は、乙から次条の船舶を借受け、「○○航路」における人の運送をする内航不定期航路事業に使用することを目的とする。
（賃貸物件）
第２条　乙は、その所有する次の船舶（以下、船舶という。）を甲に貸し渡し、甲は、これを借り受ける。
船　名：
船舶番号：
総トン数：
２　甲は、前項の船舶を目的以外に使用してはならない。
（法令順守義務）
第３条　甲は、船舶の使用につき、法令の定めるところに従い安全運航に努めなければならない。
（傭船期間等）
第４条　傭船期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間とする。
運行日は、甲と乙が、別途協議のうえ合意した日とする。
（保険）
第５条　旅客障害賠償責任保険は、甲又は乙が、甲又は乙の保険料負担により加入する。
（疑義等の決定）
第６条　この規約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

令和　年　月　日

傭船者　（甲）住所
氏名
船舶所有者（乙）住所
氏名

海上運送法の申請事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書を提出していただきます。

- 船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が船舶運航事業申請者と同じ場合は除きます。
- 貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であること、申請受付日が契約期間内であることが確認できる傭船契約書をご提出ください。

届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合

証明願

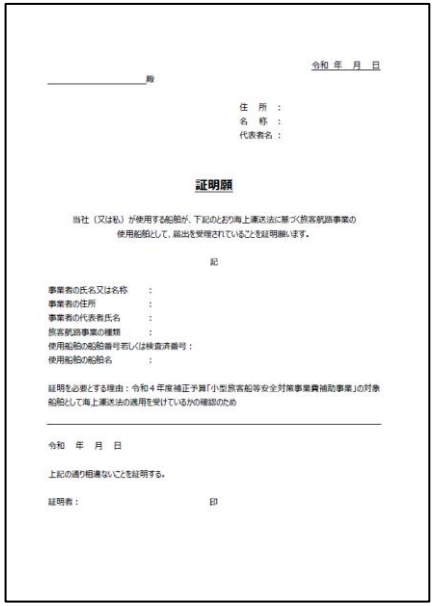

令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住　所　：
名　称　：
代表者名：

証明願

当社（又は私）が使用する船舶が、下記のとおり海上運送法に基づく旅客航路事業の使用船舶として、届出を受理されていることを証明願います。

記

事業者の氏名又は名称　：
事業者の住所　：
事業者の代表者氏名　：
旅客航路事業の種類　：
使用船舶の船舶番号若しくは検査済番号：
使用船舶の船舶名　：

証明を必要とする理由：令和４年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」の対象船舶として海上運送法の適用を受けているかの確認のため

令和　年　月　日

上記の通り相違ないことを証明する。

証明者：　　印

届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合は、補助金ホームページから「証明願」のフォーマットをダウンロードして、必要事項を記載のうえ、届出した地方運輸局等にご相談ください。
証明願フォーマット（後日掲載）

提出書類

見積金額確認書類

見積書(専用フォーマット)

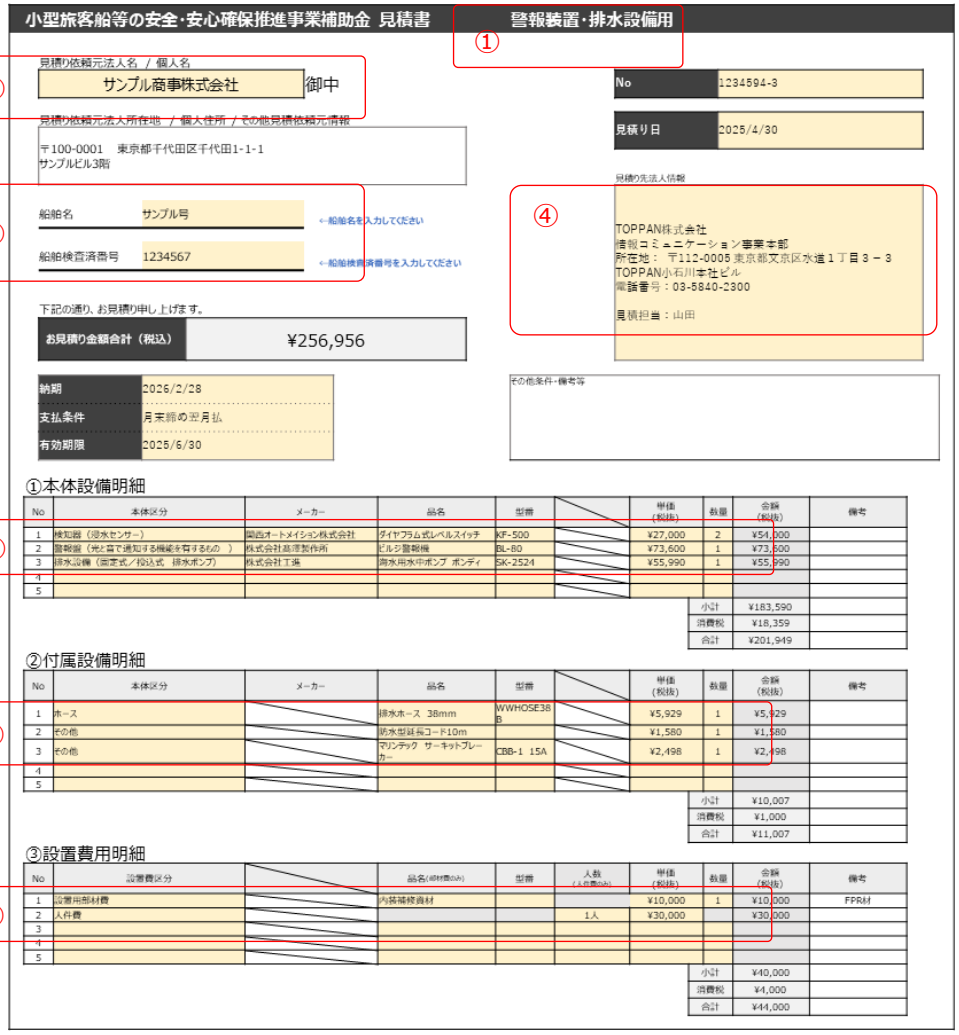

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金 見積書　　警報装置・排水設備用

①

②
見積り依頼元法人名 / 個人名
サンプル商事株式会社　御中

見積り依頼元法人所在地 / 個人住所 / その他見積依頼元情報
〒100-0001　東京都千代田区千代田1-1-1
サンプルビル3階

③
船舶名　サンプル号　←船舶名を入力してください
船舶検査済番号　1234567　←船舶検査済番号を入力してください

No　1234594-3
見積り日　2025/4/30

④
見積り先法人情報
TOPPAN株式会社
情報コミュニケーション事業本部
所在地：〒112-0005 東京都文京区水道１丁目３－３
TOPPAN小石川本社ビル
電話番号：03-5840-2300
見積担当：山田

下記の通り、お見積り申し上げます。
お見積り金額合計（税込）　¥256,956

納期　2026/2/28
支払条件　月末締め翌月払
有効期限　2025/6/30

その他条件・備考等

①本体設備明細

No	本体区分	メーカー	品名	型番		単価（税抜）	数量	金額（税抜）	備考
1	検知器（浸水センサー）	関西オートメイション株式会社	ダイヤフラム式レベルスイッチ	KF-500		¥27,000	2	¥54,000	
2	警報器（光と音で通知する機能を有するもの）	株式会社基準製作所	ビルジ警報機	BL-80		¥73,600	1	¥73,600	
3	排水設備（固定式／投込式　排水ポンプ）	株式会社工進	海水用水中ポンプ ポンディ	SK-2524		¥55,990	1	¥55,990	
4									
5									
							小計	¥183,590	
							消費税	¥18,359	
							合計	¥201,949	

⑥

②付属設備明細

No	本体区分	メーカー	品名	型番		単価（税抜）	数量	金額（税抜）	備考
1	ホース		排水ホース 38mm	WWHOSE38B		¥5,929	1	¥5,929	
2	その他		防水型延長コード10m			¥1,580	1	¥1,580	
3	その他		マリンテック サーキットブレーカー	CBB-1 15A		¥2,498	1	¥2,498	
4									
5									
							小計	¥10,007	
							消費税	¥1,000	
							合計	¥11,007	

⑦

③設置費用明細

No	設置費区分		品名(部材費のみ)	型番	人数（人件費のみ）	単価（税抜）	数量	金額（税抜）	備考
1	設置用部材費		内装補修資材			¥10,000	1	¥10,000	FPR材
2	人件費				1人	¥30,000		¥30,000	
3									
4									
5									
							小計	¥40,000	
							消費税	¥4,000	
							合計	¥44,000	

⑧

見積書は下記専用フォーマットをダウンロードして提出してください。
見積書フォーマット（後日掲載）

① 浸水警報装置・排水設備用専用フォーマットを使用してください。
② 宛先は、船舶所有者を記載してください。（法人・個人を間違えないようにご注意ください）
③ 安全設備を設置する船舶名と船舶検査済番号を記載してください。
④ 見積元法人の会社名、住所、連絡先と会社の社印を捺印してください。

⑤ 金額は税抜金額を記入してください。
⑥ 本体区分には、**検知器(浸水センサー)**、**警報器(光や音で通知する機器)**、**排水設備(固定式排水ポンプ、投げ込み式排水ポンプ)** より対象設備をプルダウンから選択して明細をご記入ください。
⑦ 付属品区分には、**ポンプ操作盤**、**スイッチ**、**取付台**、**ホース**、**その他** より適する項目をプルダウンから選択して明細をご記入ください。
⑧ 設置費用区分には、**部材費**、**人件費** から適する項目を選択して明細をご記入ください。
- 人件費の明細には、人数、1日単価、日数を明記してください。
- 部材費は下記の部材事例を参考に該当する部材をご記入ください。

＜設置費用に含まれる部材事例＞
取付ステー部材、取付部材、電線等、配線材、配管、配管材、固定配管、船外ニップル、電源ブレーカー、電源ソケット、電源プラグ、電源用コンセント、スイッチ付きソケット、防水コンセント、防水延長コード、内装補修資材（内装材・FRP材）等

提出書類

見積金額確認書類

給付申請内訳書(専用フォーマット)

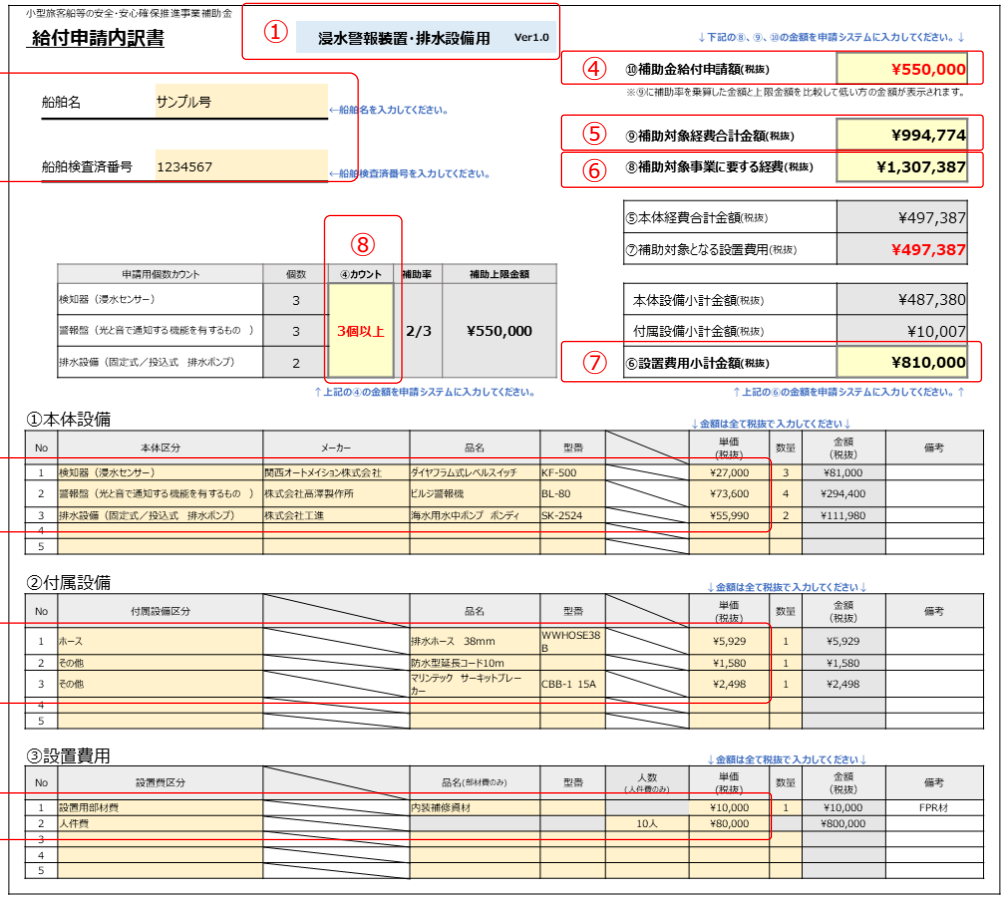

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金

給付申請内訳書

① 浸水警報装置・排水設備用 Ver1.0

② 船舶名 サンプル号 ←船舶名を入力してください。

船舶検査済番号 1234567 ←船舶検査済番号を入力してください。

↓下記の⑧、⑨、⑩の金額を申請システムに入力してください。↓

④ ⑩補助金給付申請額(税抜) ¥550,000

※⑨に補助率を乗算した金額と上限金額を比較して低い方の金額が表示されます。

⑤ ⑨補助対象経費合計金額(税抜) ¥994,774

⑥ ⑧補助対象事業に要する経費(税抜) ¥1,307,387

申請用個数カウント	個数	④カウント	補助率	補助上限金額
検知器（浸水センサー）	3	3個以上	2/3	¥550,000
警報盤（光と音で通知する機能を有するもの ）	3			
排水設備（固定式／投込式 排水ポンプ）	2			

⑧

↑上記の④の金額を申請システムに入力してください。

⑤本体経費合計金額(税抜)	¥497,387
⑦補助対象となる設置費用(税抜)	¥497,387
本体設備小計金額(税抜)	¥487,380
付属設備小計金額(税抜)	¥10,007
⑥設置費用小計金額(税抜)	¥810,000

↑上記の⑥の金額を申請システムに入力してください。↑

①本体設備

↓金額は全て税抜で入力してください↓

No	本体区分	メーカー	品名	型番		単価(税抜)	数量	金額(税抜)	備考
1	検知器（浸水センサー）	関西オートメイション株式会社	ダイヤフラム式レベルスイッチ	KF-500		¥27,000	3	¥81,000	
2	警報盤（光と音で通知する機能を有するもの ）	株式会社島澤製作所	ビルジ警報機	BL-80		¥73,600	4	¥294,400	
3	排水設備（固定式／投込式 排水ポンプ）	株式会社工進	海水用水中ポンプ ポンディ	SK-2524		¥55,990	2	¥111,980	
4									
5									

③

②付属設備

↓金額は全て税抜で入力してください↓

No	付属設備区分		品名	型番		単価(税抜)	数量	金額(税抜)	備考
1	ホース		排水ホース 38mm	WWHOSE38B		¥5,929	1	¥5,929	
2	その他		防水型延長コード10m			¥1,580	1	¥1,580	
3	その他		マリンテック サーキットブレーカー	CBB-1 15A		¥2,498	1	¥2,498	
4									
5									

③

③設置費用

↓金額は全て税抜で入力してください↓

No	設置費区分		品名(部材費のみ)	型番	人数(人件費のみ)	単価(税抜)	数量	金額(税抜)	備考
1	設置用部材費		内装補修資材			¥10,000	1	¥10,000	FPR材
2	人件費				10人	¥80,000		¥800,000	
3									
4									
5									

③

内訳書は下記専用フォーマットをダウンロードして提出してください。
内訳書フォーマット（後日掲載）

①浸水警報装置・排水設備用のフォーマットを使用してください。
②申請する船舶の船舶名、船舶検査済番号を記入してください。
③見積書の本体区分、付属品区分、設置費用区分に記入されている明細を転記してください。

フォーマット上で自動計算された下記項目の金額や個数を、システムに入力してください。

④補助金給付申請額(税抜)
⑤補助対象経費合計金額(税抜)
⑥補助対象事業に要する経費(税抜)
⑦設置費用小計金額(税抜)
⑧カウント(本体設備個数)

お問い合わせ先

申請に関してご不明点などあれば下記までお問い合わせください

名　　称 ：小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

電話番号 ：050－5838－0466

e-mail　 ：info@marine-shien.jp

受付時間 ：10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）